

第 12 回琵琶湖部会（2002.4.7 開催） 結果概要

庶務作成

開催日時：2002年4月7日（日） 13：30～16：30

場 所：ピアザ淡海 3F 大会議室

1 決定事項

- ・琵琶湖部会の中間とりまとめについては、委員会の中間とりまとめ（4/26 の第 10 回委員会に確定予定）の内容を受けて検討し、最終的に公開の場で確定する必要があるため、次回の部会を5月12日（日）に開催して、琵琶湖部会中間とりまとめを確定する。
- ・5月以降の部会開催日程を以下の通りで予定する。
 - 第 13 回琵琶湖部会 5/12（日） 13：30～16：30
 - 第 14 回琵琶湖部会 6/4（火） 13：30～16：30
 - 第 15 回琵琶湖部会 7/4（木） 13：30～16：30
 - 第 16 回琵琶湖部会 8/8（木） 13：30～16：30

2 審議の概要

第 9 回委員会（2002.3.30 開催）の報告

資料 1-1「第 9 回委員会結果概要」を用いて、委員会での中間とりまとめ（案）と意見交換の概略について報告が行われた。

琵琶湖部会中間とりまとめ（案）に関する意見交換

資料 2「琵琶湖部会中間とりまとめ(案)」を用いて、作業部会における議論の状況、とりまとめ（案）の概要が報告された後、前文、主な施策別計画、整備の方向性、ダム問題の取り扱い、住民と行政との連携等全般に渡って意見交換が行われた。

傍聴者からの意見

一般傍聴者 2 名より、「ダム建設についての疑問」「湿地の問題もとりまとめに含めてほしい」等の発言があった。

今後の部会の進め方について

次回部会の内容と開催日時、それ以降の開催日時について、「1 決定事項」の通り決定した。

3 主な意見

<全般>

- ・魚は、自分で体温調節ができないため、健全な生態系を維持するためには、水質の問題よりも適切な水温を保つことの方が大切である。その意味で、中間とりまとめ(案)のあちこちに「水温」という言葉を入れていただいたのは良いことである。
- ・P7の2,2-1(2)「環境生態系へのダメージを和らげる管理のあり方の検討」という部分や、P10に「生物や文化の回廊としての河川」、P11の2-4(1)に「水域と陸域の生態系の連続性を確保すること」という表現があるが、もう少しはっきりと書くほうが良い。たとえば、「生物や文化の回廊としての河川」なら、「生物の移動経路を保全する」、「水域と陸域の生態系の連続性を確保すること」なら、「好ましい形状を持つ湖沼に近づけ」の次に「生物の移動経路が保障されるよう水域と陸域の形態系の連続性を確保する」という具合に。
- ・河川整備計画を作らねばならないのか、なぜ河川整備が必要なのか、ということについては触れなくてもよいのか。
- ・100年先の河川整備を考えるのであれば、最終的には、国ではなく市町村で、川のあり方を考え、また望むところは市町村として整備をやっていくことになるというような表現を入れておく方がよい。
- ・ と は合体した方がよい。
- ・この中間とりまとめ(案)が出来上がった背景は、作業部会の中の重要事項として、まず国の直轄部分については、最低限現在に至るまでの議論を整理する。その中で議論し尽くされていないものは置いておき、意見を集約できるものについては、具体的な項目から論点を整理して取りまとめの骨格を作るという方針でまとめた。その意味で、この取りまとめ(案)現時点ではまだ骨格に過ぎない。
- ・水質の問題が少し弱いように思う。2-4の次に、「2-5 水質保全」と入れるのはどうか。具体的には、水上バイク等による水質汚染対策の強化、流域排水の効果、地下水汚染対策、湿地・内湖の保全、復元」ということを入れておきたい。

<琵琶湖部会中間とりまとめ(案)2002.4.7>

前文

- ・「湖岸域の物理環境」とは何を言っているのか。
- ・前文の中の物理環境というのは、湖岸域の浜の形や、底質の材料、河口の形などが、水位変化に伴い流れやいろんな物理現象が変わり、それに付随して変化していくという問題と、人が手を加えて物理的に形を変えるというような意味で使っている。
- ・地球温暖化に関する議論が欠落しているが、ここにはもう記述しないのか。
- ・地球温暖化の問題については、委員会の方で重要なテーマとして議論されているので、

重複を避ける意味でうっかり抜かしている。入れた方が良いということであれば、当然入れてもよい。

- ・琵琶湖部会では、治水の議論が足りないと思う。全体委員会の取りまとめ(案)の中から、4-1 治水・防災についての一部、洪水防御の基本的対応、設備対策、ソフト面の対応等を2-2の中に流用していきたい。

琵琶湖および流入河川の特性、問題点

1 特性

- ・特性に関する図のうち、右上の「生態的特性」の「固有種の存在、多様な生態系」の部分は意味が不正確である。「多様な機能をもつ多様な生態系」という意味に取れるように書いた方がよい。
- ・同じく、「生態的特性」の中に「河畔林」があるが、「河畔林・内湖」とするほうが良い。

2 問題点

- ・問題点の表の「利水面」、「淀川水系共通」のところに、「水需要予測の根拠が不明確」と書いているが、根拠は明確ではないのか。
- ・ここは、「根拠が十分でない」という意味で捉えて、将来的には、しっかりした予測手法に基づいて水の需要を考えるという意味である。そのような文言に変えることとする。
- ・問題点の表の環境面の下の「湖岸・水辺」のところに「湖岸の浅瀬・内湖の減少」とあるが、「自然湖岸の減少」を付け加えてほしい。同じく利水面の総合のところ、「安全な飲料水の確保のために水質浄化機能体が破壊されてきた」という現状を加えてほしい。
- ・問題点の表、「利水面」の「総合」のところに、「自己水源の減少」を加えてほしい。同じく「社会面」「湖岸・水辺」の中に「来訪者と地域住民の間に軋轢が生じている」ことも加えてほしい。
- ・来訪者と地域住民との軋轢に関しては、これまで出なかった議論であるうえ、今の段階から議論するのは難しい。また、自己水源の放棄に関しても、それは水循環の中で、川の利用の仕方を従来からどういう風に変えてきたのか、そのどこが問題なのか、というような形で少し強調する程度にとどめておきたい。
- ・問題点の表、「治水面」「流入河川」の方で、「天井川が多い」の下に、「砂のない川」を入れる。
- ・「治水面」「湖岸・水辺」のところで、「浸食の問題」を入れる。
- ・「利水面」「総合」のところに、「節水の問題」を入れる。
- ・「利用面」「流入河川」のところで、逆水の問題を入れる。

河川整備計画策定にあたっての基本的な考え方（問題意識と価値観の転換）

- ・表の一番上、「これから」の「物理生物文化複合体」は、「物理・生物・文化複合体」という意味だと思うので、・で切るなりした方がよい。造語であるなら、説明を下につけた

ほうが良い。

- ・基本的な考え方の表「時間」「これまで」の部分が「短期的・緊急避難的対策」となっているが、完全に誤った表現なので削除する必要がある。
- ・基本的な考え方の表「時間」「計画の方向性」の部分「100年程度」という部分を削除して、今後20～30年の整備計画を考えていくという主旨に変更した方が良い。
- ・これまでの治水対策は、長い目で見るとやはり短期的といわざるを得ない。タイムスパンのとり方によって妥当性が変わる。あまりここで議論する必要はないのではないか。
- ・「短期的・緊急的対策」についても、残すべきであるし、「100年」も残しておくべきだと考える。

整備の方向性

1 共通事項

- ・「水・川・湖に対する意識向上のための施策を検討」とあるが、意識啓発と書くだけではなく、「流域住民の水・川・湖に対する感覚や立ち居振る舞いを向上させる…」というような書き方がよい。意識があっても住民はなかなか動かないものである。
- ・(1)「共通事項」の中に、「生物循環」という言葉があるが、初めて見たので意味が良く分からない。
- ・(2)には「意識の向上」という記述があるが、上(行政)から下(住民)に教えてやろうというようなニュアンスが感じられる。(4)も「仕組みづくり」という表現になっており、やはり行政が主体となったような書き方になっている。(2)と(4)はひとつにまとめ、「住民とのパートナーシップ」というような表現に変えた方が良いと思う。

2 主な施策別計画、整備の方向性

2 - 1 琵琶湖の水位管理

- ・「環境、生態系への影響を踏まえた」という部分の「環境」という言葉の意味が分かりにくい。「自然環境」を意味するのであればそう書くか、むしろ、要らないかもしれない。
- ・天然湖である琵琶湖と、ダムとして扱う時の琵琶湖には、大きな矛盾がある。琵琶湖の水位管理にはそういう矛盾をはらんでいるので、この点については、従来とは全く違った観点から考えないといけないというような言い方をした方が良い。
- ・(2)に「水位管理が環境や生態系に与える影響は十分明らかになっておらず、また、治水、利水と環境や生態系のバランスがとれた計画がどのようなものか明確ではない」との記述があるが、魚類の産卵時における水位の調整など一部、明らかになっている部分もある。生態系に関しては、殆ど分かっていないと書くのは事実と反する。文章を注意して書き直す方がよい。
- ・の最後は、「水質、環境面についての現状との違いを示すこと」としてほしい。

2 - 2 琵琶湖へ流入する河川について

- ・「地下水の枯渇対応」とあるが、「地下水の汚濁」についても、付け加えてほしい。
- ・「多自然型工法等に関する評価」という部分について。一般に「評価」というと、事の良し悪しを判断するという意味と、ほめるという意味の2通りの意味があり、誤解を招く可能性があるので、表現を変更した方がよい。
- ・(3)に、「丹生ダム計画の見直し」という項目を入れてほしい。具体的には、水需要予測を再検討する、治水の代替案をつくる、濁水対策を行い、自然の復元を行う、という具合に。
- ・ダムは、作られた年代や目的などそれぞれのダムによって違いがあり、琵琶湖部会で扱うダムと他の部会で扱うダムは違う。ダム問題に触れるにあたっては、その辺が分かるような表現を使うべきである。

2 - 3 流入水量コントロール・貯留

- ・「流入水量コントロール・貯留」という部分が特記されているのはなぜか。
- ・2-3 は琵琶湖流域にあるダム貯水池の問題を想定している。しかし、具体的に「ダムの問題」とすると、この流域委員会ではダムについての正式な説明を受けていないし、委員にダムについての十分な知識もない。ただ、将来的にはこのような項目も入ってくることを想定して記述している。ここについては、皆さんの意見をお伺いしたい。
- ・ダム問題については、琵琶湖周辺のダムだけでなく、県が運営しているものなども含めて、ダムの問題として最低限考えなければならないことを列記しておくということでのよいのではないか。
- ・ダム問題は、最終とりまとめの時までにきちんとした議論をすべきであり、その上で何らかの見解を示すべきである。中間とりまとめに記述する内容としては、「丹生ダムを題材として検討した結果」というような前置きを入れたとしても、あらゆるダムについて、共通した留意点・課題を記しておくというようなことでよいだろう。
- ・「流入水量コントロール・貯留」を、たとえば「水資源開発と洪水調節」というような見出しに変更してはどうか。
- ・「流入水量コントロール・貯留」の部分については、分けてもよいと考える。「水資源開発と洪水防御」という言葉に変更すると、ハードなイメージが強くなるし、そういうハードな施設整備の中に「環境」が加わったかのような印象を与えてしまう。治水、利水、環境の3つをバランスよく並べるといった考え方にふさわしくないところがあるように感じる。
- ・「河川法に新たに『河川環境整備・保全』が加わったことにより、これまでに治水、利水を主な目的として進めてきた従来の水資源開発と河川環境の間でコンフリクト(軋轢)が生じている」と記述されているが、私の知る限り、従来の治水・利水が目的だった頃から、コンフリクトはあったし、河川環境の整備・保全が加わったからコンフリクトが生

じたわけでもない。

- ・2-3に、計画を見直すという発想が入っていない。「以下のような事項を十分考慮したうえで場合によっては計画の見直しも視野に入れる」というような表現を入れると包括的になってよいと思う。
- ・土砂の運搬量が生態系に与える影響は、科学的にはまだ十分に解明されていない。2-3(2)では、水の量だけのコントロールを言っているが、底質に与える影響は、土砂の運搬も含まれてくる。ここは、「流入水量のコントロールおよび土砂運搬量の変化が環境、生態系へ与える影響を検証すること」というように変更した方がよい。

2 - 4 湖岸、水辺対策

- ・「適切な利用のあり方を検討すること」とあるが、ここは、適切な利用のあり方を利用者間で調整する仕組みを作っていくということだと思う。要は関係者が話をしてお互いが自分たちのやってはいけないことをきちんと認識することが大事であり、そのコミュニケーションを作っていくことが大事である。
- ・湖中砂利採取は、2010年までに滋賀県が廃止すると言う方針を打ち出している。2-4辺りに、この問題について入れておく必要があると思う。
- ・(2)の中に、として、漁業も含めた産業の保護というような内容を組み込みたい。
- ・「魚類の産卵場所となる」とあるが、これを「魚類の産卵場所や水質浄化の場となる湖辺のなだらかな部分」と変更してほしい。また、「湖辺のなだらかな部分」の「なだらかな部分」は「沿岸部」、「沿岸帯」でよいと思う。
- ・最後の行に「内湖の保全」とあるが、「内湖の保全および可及的に復元を」という形にしてほしい。
- ・内湖の復元については、湖岸の湿地帯や内湖がどのくらい減少して、その機能が失われているのか、この点は調査研究をする必要があることということを書いておくべき。
- ・湿地や沿岸部については、「浅水域」という言葉を使っても良いと思う。
- ・内湖の復元については、琵琶湖周辺の水田で化学肥料が膨大に使われていることが現在問題となっており、この点は留意しておくべきである。
- ・(3)「湖辺のなだらかな沿岸帯」の後に「湿地」も加えてほしい。
- ・これまでの事業の一部失敗の経験から、浅い水域を復元したりするにあたっては、本当に効果があるのか、健全な沿岸帯を形成できるのか、慎重に対応する必要があることをどこかに明記したい。

適切な計画の策定・進め方の検討

- ・河川管理の全体的な議論として、河川管理を誰が担うのか、ということが明確になっていない。住民自治の一環として基本的には流域住民が担うべきであるという考えから、

「河川管理への参加」、「モニタリングへの参加」というように明文化したほうがよい。

- ・2-3(3)、(2)の「費用対効果」という記述があるが、事業化する場合は、プラスとなる効果だけではなく、マイナス(負)の効果もあるということを含弧書きでつけた方がよいのではないか。
- ・治水・利水に環境が加わったことによって、新たな評価軸が必要になってくる。(5)の文章の中かその前に、河川に対する新たな評価指標を開発する、という文言を加えた方がよい。
- ・(4)の「他省庁との連携も踏まえた計画」とあるが、実際に国土交通省が、計画を実施していくにあたって、浮かび上がってきた問題を、この流域委員会に出してもらうように記述してほしい。
- ・(6)の「流域センター等の設立」に関する記述は施設先行的な感があるので、それよりも人材育成的なことが重要であるとの主旨の文章に書き換えたい。

<治水・防災について>

- ・琵琶湖部会では、治水の議論が足りないと思う。全体委員会の取りまとめ(案)の中から、4-1 治水・防災についての一部、洪水防御の基本的対応、設備対策、ソフト面の対応等を2-2の中に流用していきたい。
- ・治水の洪水対策についての内容を取り入れるのであれば、全体的な視点として、取り入れるべきである。2-2の中に入れると文脈がおかしくなるのではないかな。
- ・5ページの表によると、縦軸を章として、横軸については各々のところで書くという枠組みになっているため、治水対策について、2-2の中で取り扱うこととしても流れや文脈はおかしくならないと思う。
- ・治水の問題をと取り扱う場合、文章としてどう書くか難しい。委員会では、洪水防御については、「壊滅的な被害の回避を優先的に考える」「そのためには、破堤回避対策の実施が必要である」ということがもっとも強調されているが、その考え方を琵琶湖沿岸に準用した場合、高い堤防をなくすのか、スーパー堤防を整備するのか、スーパー堤防にも地上げという問題があるなど、さまざまなことを考慮しなければならない。これから、治水に対する考えをどのように変えていくのか、ということがわかるような形で盛り込んでいく必要がある。
- ・滋賀県には「土石流危険渓流」といわれる場所が多い。滋賀県でも既に整備計画ができている。この中間とりまとめについても、土石流に対する整備方針や理念を入れておきたい。
- ・土砂災害の問題については、河川法の改正のあと、建築法とタイアップして土地利用規制がかかるような形で現在法律ができている。土砂災害防止法の理念を書いて、それを後押しするような表現または、啓発的な意味では書くことができると思う。

- ・川、湖、海ともに底の砂の層の働きが水中の生物にとって非常に重要な意味を持っている。洪水は、湖底や川底の砂を運ぶ役割も持っていた。洪水を防ぎながら砂の補給をどうするか、が悩みである。土砂災害を抑えてしまうことで、水中生物、特に漁業について大きな打撃になるため、慎重に書く必要がある。
- ・土石流問題については、滋賀県周囲の山は、ほとんど堰堤で埋められており、これが琵琶湖への砂供給を遮断してしまった。川の砂についても同様であり、土石流の危険を錦の御旗に、砂防工事をやってきたことへの反省を今おこなっているのであり、いまさら土石流防止をやるという議論をすべきではないのではと思う。
- ・土石流対策を行うということは土砂を食い止めるということではなく、土砂をコントロールするという意味で捉えていただきたい。さらに、対策としては進んでいないというのが実情で、まだ危険な地域に住んでいる方もたくさん居るということを忘れてはならない。我々は、昔からやってきた治水対策の中でも継承すべきことは継承し、悪いものは直していくという立場をとるべきであると考えている。
- ・溪流環境整備計画の中には、基本理念として、豊かな自然環境を保全や自然と調和した安全な溪流空間の整備など流域委員会での議論に近いようなことも謳っている。また、砂防ダムについても小さな土砂は下に流すようなスリット方のダムなど工夫が施されている。
- ・「土石流」という言葉の内容は、人によって受け取り方が違ってくることもある。その意味で、記述するにはそれなりの注意が必要である。治水の問題に関しては、「壊滅的な被害を食い止める」という大きな方針を立て、その中にも当然土石流の問題も含まれていると捉えるということにしてはどうか。

< 一般傍聴者からの意見 >

- ・野洲川の上流では、かなり平坦なところが作られ、それを守るためにブロックが積まれている。県道の草木は、3mほど草木が刈られ、緑が減少している。
- ・ダムは洪水防止にはなっていないと思う。
- ・湿地の問題が欠落している。干拓地を内湖に復元したりして、ある程度、保水対策を行う必要があると考える。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。